CMAC 会議(2012 年 6 月)出席報告

公益社団法人 日本証券アナリスト協会 参与・教育第二企画部長 金子 誠一

6月20日にロンドンで開催された国際会計基準審議会(IASB)の CMAC 会議*について概要を下記のとおり報告します。今回は、GPF会議**との合同会議(年1回)として開催され、日本から GPF会議委員として石黒氏(三井物産)および山田氏(パナソニック)が出席した。

*IASBと世界のアナリストとの会議。第1回会合は2003年秋。当協会は2004年2月の第2回会議から出席。会議は年3回、IFRS-AC会議の前後にロンドンで1日かけて行われる。日米欧のアナリスト10名前後、IASBの理事5名前後、スタッフ数名出席。当初はトゥイーディー議長(当時)の私的アドバイザー会議の色彩が強かったが、IASBの会員向けニュースレター(Insight,July,2005)で紹介され、2007年6月の会議からは公開(傍聴可)となっており、公的な性格を強めている。設立以来、Analyst Representative Group(アナリスト代表者会議)と呼ばれていたが、2011年6月の定款作成と同時にCapital Markets Advisory Committee(資本市場諮問委員会)と改称した。*** GPF(Global Preparer's Forum:世界作成者フォーラム)は、IASBが定期的に作成者の意見を直接的に聞く目的で2007年末から開催。メンバーは欧州6名、北米4名、アジア・オセアニア3名、その他の地域3名の計16名(うち欠員1名)。メンバーは各社、各国、各地域などの出身母体の意見も参考にしつつ発言するが、基本的に個人資格での参加となり、コメントは個人のものとして扱われる。GPFは、各回IASBより提示されたテーマに関しIASBへインプット及び意見交換をするもので、その場で回答やコンセンサスを得ようというものでは無い。CMAC同様公開されている。

記

1. 出席者

(IASB 理事)

 $Ian\ Mackintosh,\ Stephen\ Cooper, Phillippe\ Danjou, Jan\ Engstr\"om,$

Patrick Finnegan, Patricia McConnell, PK, Takatsugu Ochi

(CMAC Members)

Martin Bos(Eumedion), Neri Bukspan (S&P), Peter Elwin(JP Morgan), Jane Fuller (CFA-UK), Sue Harding (Independent Analyst), Sei-Ichi Kaneko (SAAJ), Robert Morgan (Forbes Morgan), Vincent Papa (CFA Institute),

Mark Prentice(State Street), Jed Wrigley (Fidelity)

(GPF Members)

Malcolm Cheetham(Novartis), Olivia Larmaraud (PSA Peugeot Citroen),

Bo Eriksson(Munksjö), Jaques Ethevenin(Air Liquide), Gerard Gil(BNP Paribas),

Russell Hodge(General Electric), Sandra Melocik(Exxon Mobil),

Koushik Chatterjee(Tata Steel), Hiroshi Yamada(Panasonic),

Tetsujiro Ishiguro (Mitsui), Kevin Davis (Anglo Gold Shanti),

Angelica Ferreira(Petrobras)

2. 議事一覧

-		
番号	日時	議事
(1)	20 日 9:00-10:00	CMAC・GPF 別会合
(2)	同 10:00-10:30	IASB の基準開発動向
(3)	同 10:45-11:30	リース
(4)	同 11:30-14:30	ディスクロージャー・フレームワーク
(5)	同 14:30-15:15	収益認識
(6)	同 15:30-16:00	アジェンダ・コンサルテーション/狭義の改善
(7)	同 16:00-16:30	金融商品

^{*}会議資料および録音は以下から入手できる。

http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/CMAC-meeting-June-2012.aspx

3. 議事概要

上記の議事番号(3)以降について概要を報告する。

(3) リース

IASB は 6 月のボード会議で、1 年未満の短期リースを除き全リースをオンバランス化するものの、リース料については従来のオペレーティング・リースのような定額処理と、ファイナンス・リースのように金利要素を勘案しリース当初の費用が多くなる処理の 2 つを併用するという暫定決定をしている。

この決定について意見を聞かれたが、作成者側は決定を支持する意見が多く、ユーザー側は 1 処理(全てのリースについて金利要素を勘案する)を支持する人と、オンバランス化自体が進歩なので 2 処理は現実的な妥協とする人に意見が分かれたが、後者が多数派であった。

(4) ディスクロージャー・フレームワーク

GPFに委員を出している Novartis(スイスの製薬会社)の年次報告書を素材に注記の必要性について、小グループでの議論を含めて検討した。Novartis の財務諸表は大型 M&A を経験して総資産の半分がのれんを中心とする無形資産というもので、議論は白熱した。個社のデータに基づくものなので議論は非公開で行われたため、ここでも詳細は言及しない。ただし、ある作成者委員が「作成者でも他社の財務諸表を読むとディスクロの充実が必要と思えるな」とつぶやいていたとおり、実例に当たるとディスクロジャー・フレームワークの開発による注記の簡略化は簡単ではないなと思われた。一方で、経営者による分析(MD&A)と注記との住み分けを主張する意見、注記間のクロスレファレンスを求める意見等、今後の検討に参考となると思われるコメントも多々あった。

(5) 収益認識

IASB は当初から損失が見込まれる契約(不利契約)について、これを履行義務単位で認識する方針であったが、処理が複雑になるとの批判が多く、①契約単位で認識する(1契約が複数の履行義務で構成されることがある)こと、②不利契約は収益認識基準で扱わずIAS37 号(引当金)を適用すること、を検討している。不利契約の扱いについては、履行義務ではなく契約単位で認識すれば十分という意見が多く、また IASB37 号の適用を支持する人もいた。(IASB は7月の会議で、不利契約は IAS37 号を適用することを暫定決定した)。

(6) アジェンダ・コンサルテーション/狭義の改善

IFRS の小規模整備・改善の説明があった。

(7) 金融商品

IASB が現在開発中の金融商品についての会計基準のうち「分類と測定」と「減損」について説明があった。

IASB は分類と測定において、保険会社会計を意識して価格変動を OCI で認識する固定 利付金融商品という新たな分類区分を設けようとしている。この点については、保険会計を意識するなら保険会社限定の処理としてはどうかという意見があった。

この新分類に入る金融商品は売却によって損益が実現した場合には純損益にリサイクルされる点が、持合株式の処理と異なっている。異なった処理を提案した理由について筆者が質問したところ、持合株式の含み損益実現は経営の意思が働く可能性があるし、仮にリサイクリングを認めると株式について新たに減損基準を設けなければならないからだとの説明があった。

減損について、IASB が検討中の案については賛否が分かれた。作成者から、非金融機関については簡便処理を求める意見があった。

以 上